

令和6年4月5日

保護者の皆様

愛西市教育委員会
愛西市小中学校長会

生成AI（人工知能）の利用について

日頃は、愛西市教育委員会並びに市内小中学校の取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、現在急速に普及しつつある ChatGPT 等の生成 AI については、様々な活用のメリットがある反面、信頼性に関する懸念等の様々な課題も指摘されています。こうした状況を受け、令和5年7月4日に文部科学省から「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」が公表されました。これを受けて、市内小中学校における生成 AI への対応を下記のとおりとしますので、よろしく願いいたします。

記

1 学校での教育活動における生成 AI の利用について

県教育委員会は、「保護者の十分な理解の下、生成 AI を取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる学校においては、児童生徒に利用させることができる」との方針を示しております。また、児童生徒が将来、生成 AI を利用する可能性があることも踏まえ、市内小中学校の教育活動においては、生成 AI の活用を、「情報モラル・リテラシー」を指導する際の教材として活用する場合に限定したいと考えております。

2 学校外での生成 AI の利用について

ご家庭等でお子様生成 AI を利用させる場合には、以下をご確認いただき、適切にご指導ください。

(1) 学校からの課題に対して

レポートや感想文等の課題に対して、生成 AI による生成物やインターネットからのダウンロードした作品を自己の成果物として提出することは、目指す学びが得られず、自分のためになりません。またコンクール等においては、不正行為とみなされる場合があります。

(2) 生成 AI の概要

対話型生成 AI は、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するものです。回答は誤りや事実と異なる内容を含む可能性が常にありますので、あくまでも「参考の一つに過ぎない」ことを十分に認識し、真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を行い、最後は自分で判断することが必要です。

(3) 生成 AI ツールの利用規約

各社より提供されている生成 AI は、年齢制限があり、保護者の同意が必要な場合もあります。利用する際には利用規約を確認し、遵守してください。

(4) 情報の保護

生成 AI に入力した個人情報やプライバシー情報、機密情報が、生成 AI の機械学習に利用されることがあり、生成 AI の回答として出力されるリスクがあります。

(5) 著作権

他人の著作物の複製やアップロードを行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。また、生成 AI から生成されたものが他人の著作物と似ている創作的表現を含む場合などは、著作権の侵害となり得るので注意してください。

担当 教頭（原野 恭幸）

電話 0567-28-3388